

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年1月17日(火) 午後1時30分～午後3時30分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長（議題5から出席）、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：秦野市手数料条例の一部を改正することについて	
担当部課等	財政課、建築指導課
説明者	財政課長、都市部長、建築指導課長、建築指導課課長代理（建築指導担当）、建築指導課課長代理（建築審査担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 条例改正による申請者のメリットは何か。また、認定申請の周知方法はどのようなか。 答. 申請者のメリットは、住宅ローン控除額の引き上げ及び期間の延長並びに不動産取得税の控除等である。また、周知方法は、認定に係るパンフレットの配布や広報はだのへの掲載等を予定している。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて	
担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 神奈川県内及び秦野市内の出産費用の平均額はどうか。 答. 神奈川県国民健康保険団体連合会の発表によると、県内は</p>

	<p>504,634円、また、令和4年度の出産一時金申請書に記載の出産費用を平均化すると、市内は484,434円となる。</p> <p>問. 出産費用が出産育児一時金額の50万円を下回った場合の差額分について、返還等の取り扱いはどのようなか。</p> <p>答. 出産育児一時金の使途は出産費用に限定するものではないので、返還等の必要は生じない。</p> <p>問. 出産育児一時金の額は全国一律か。</p> <p>答. 出産育児一時金の額は国が示したもので全国一律と認識しており、金額を上乗せしている例などは聞いていない。</p>
会議結果	原案了承

<p>議題3：秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて</p>	
担当部課等	保育こども園課、こども育成課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、保育こども園課（認定・入所担当）、こども育成課長、こども育成課課長代理（放課後児童担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. この条例改正に伴い、新たに生じる市の責務はどのようなか。</p> <p>答. 送迎バスへのブザー等の設置の義務化に伴い、適切な設置を指導する責務が生じるが、現時点では、市内保育所で送迎バスを運行している事業所はない。</p> <p>問. 市内幼稚園の送迎バス運行状況はどのようなか。</p> <p>答. 私立では、つるまき幼稚園と西秦野幼稚園が運行している。なお、公立幼稚園は送迎バスを導入していない。</p>
会議結果	原案了承

<p>議題4：秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて</p>	
担当部課等	保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、保育こども園課（認定・入所担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明
会議結果	原案了承

議題5：秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道705号拡幅に伴う沿道敷地の取得について	
担当部課等	はだの魅力づくり推進課
説明者	はだの魅力づくり担当部長、はだの魅力づくり推進課担当課長 (駅周辺にぎわい創造担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 「商業・業務系土地利用推進重点区域の指定について」方針決定した際、売却希望のある狭小等土地は、土地開発基金を活用して取得するとしていたが、今後の土地取得に当たり、土地開発公社を活用するとした理由は何か。</p> <p>答. 区域内に不整形な残地が生じないように、地権者が年度内などの早期売却を希望する場合は土地開発基金を活用することとしたが、今後は、国庫補助の可能性のある土地開発公社を活用していきたい。</p> <p>問. 土地取得への国庫補助の活用は、公共施設の整備が前提となるのか。</p> <p>答. 施設整備に当たっては公民連携を視野に入れ、民間事業者による土地利用の場合も公的に位置付けることで補助対象になると考えている。</p>
会議結果	原案了承

議題6：旧大根幼稚園跡地の活用について	
担当部課等	教育研究所
説明者	教育部長、教育研究所所長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. はだのE-L a b (イーラボ) の名称は、商標登録等の問題はないか。</p> <p>答. 商標登録については問題がないことを特許庁に確認した</p>

	が、その際「はだの」を付した方が良いとの助言を受けた。
会議結果	原案了承

議題7：財団法人設立による新たな文化振興について	
担当部課等	文化振興課
説明者	文化スポーツ部長、文化振興課長、文化振興課課長代理（文化振興担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 公益財団法人を設立する利点は何か。 答. 公益財団法人は、公益事業を行う一般財団法人が、神奈川県公益認定等審議会の意見に基づき公益認定を受けた場合に移行が可能となるため社会的な信頼性が高いこと、寄付者が税務上の優遇措置を受けられることなどにより、企業からの寄附金を得やすくなることなどが利点である。なお、公益財団法人はいきなり設立することができず、まずは一般財団法人を設立してから公益財団法人への移行を目指すことになる。</p> <p>問. 財団法人による文化振興事業への支援の内容はどのようなか。 答. 文化財所有者の負担が大きい修理、修復、保存や活用などに対する支援のほか、後世に引き継いでいかなければならない伝統芸能などへの支援も行いたいと考えている。</p> <p>問. 本市は財団法人に対し、出捐金及び文化振興助成事業への補助金により運営を支援するとしているが、財団法人が自ら寄附金等を財源として運営を継続することは困難と考えるがどうか。 答. 収益的事業も実施することとしているが、仕組みについて再度検討する。</p>
会議結果	公益財団法人設立後に実施予定の事業について、現在、文化振興基金によって実施している事業との違いを明確にすること及び財源確保の仕組みを検討すること。

議題8：クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）特定天井等の改修方針について	
担当部課等	文化振興課、公共建築課
説明者	文化スポーツ部長、文化振興課長、文化振興課課長代理（文化振興担当）、公共建築課長、公共建築課課長代理（建築担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり

決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 市民ロビー膜天井の改修工事中の施設利用はどのようか。 答. 市民ロビー膜天井の改修工事中は、ロビーを通過できないため、外階段を利用するレストランや事務所横の階段から入室可能な一部の会議室以外は使用できない。</p> <p>問. 改修工事に関する指定管理者との調整状況はどうか。 答. 指定管理者には工事の概要を説明したが、現在の計画では説明時点よりも工期が延びているので改めて協議し、理解を得る必要がある。</p> <p>意見. 工期の短縮について検討すること。</p>
会議結果	原案了承